河南町公用車広告掲出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、河南町広告掲載要綱(平成26年河南町告示第10号。以下「要綱」という。)第4条の規定に基づき、総務課が管轄(使用権を有するものを含む。以下同じ。)する公用車(特殊車両等は除く。)への、民間企業等の広告(以下「広告」という。)の掲出取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(掲出の種類)

- 第2条 公用車に掲出できる広告は、要綱及び河南町広告掲載基準(平成26年河南町告示第11号。)に定める基準に該当するものとする。
- 2 前項の規定によるもののほか、町長が掲出することが不適当と認めるものについては、掲出しない。
- 3 広告の中に、「広告」の表示を入れなければならない。

(広告掲出の規格)

- 第3条 広告掲出は、特殊フィルム等の剥離が可能なラッピング又はマグネットシートにより行うものとし、車体塗装は行わないものとする。ただし、町長が指定する公用車については、マグネットシートに限定するものとする。
- 2 前項の材質は、広告掲出期間中に車体からの剥離及び広告撤去に際して車体塗装の剥離が発生しない材質としなければならない。
- 3 掲出する広告のサイズは、縦50cm×横50cm以下とする。

(広告掲出料)

- 第4条 広告掲出料は、公用車の車体両側面を1対とし、公用車の種類に関わらず、 1台当たり月額3,000円(消費税等を含む。)とする。
- 2 広告掲出料の計算は暦月の月単位とし、月の途中での期間開始又は期間終了であっても1月として計算し、日割りによる算定はしない。

(広告掲出位置等)

- 第5条 広告掲出をする位置は、公用車の車体両側面とする。
- 2 掲出する広告の作成、公用車への掲出及び撤去作業は広告主の責任において行い、 その費用は広告主の負担とする。
- 3 掲出された広告の撤去作業等により車体塗装の剥離が生じた場合は、広告主の責任において原状回復するものとする。
- 4 第三者による広告のき損、盗難、遺失等については、町の責に帰すべきことが明

らかな場合を除き、町はその責任を負わない。この場合、広告主の負担において、 再度、広告を作成し掲出できるものとする。

5 第2項の撤去作業等を行う日時等については、町と協議を行い許可を得た日に、 業務に支障がないよう行うものとする。

(広告掲出の期間)

- 第6条 広告の掲出期間は、広告掲出開始日の属する年度の末日までの間とする。 (広告掲出の申込み)
- 第7条 要綱第8条に規定する所定の申込書は、河南町公用車広告掲出申込書(様式 第1号)とする。
- 2 申込者は、企業、団体、商店等とし、個人での申込みは出来ない。
- 3 町に納税義務のある申込者は、要綱第8条に定めるもののほか、町税を完納していることの証明書を添付しなければならない。

(広告掲出の決定)

第8条 要綱第9条第1項に規定する広告掲出の可否の決定通知は、河南町公用車広告掲出決定通知書(様式第2号)により行うものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めのない事項については、町長と広告を掲載等しようとする者 又は広告代理業を営む者が協議のうえ決定するものとする。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

印

河南町公用車広告掲出申込書

河南町長 様

申込者 住 所

名 称

代表者職氏名

電話番号

担当者職氏名

河南町の公用車へ広告を掲出したいので、河南町広告掲載要綱、河南町 広告掲載基準及び河南町公用車広告掲出要領を承諾の上、次のとおり申し 込みます。

掲出希望期間	年 月 日から 年 月 日まで
掲出を希望する車両数	
業 種	
事 業 内 容	
広告の内容及び仕様	
備考	

※提出書類

- 1. 掲出する広告の原稿
- 2. 河南町町税完納証明書 (河南町に納税義務がある法人又は個人の場合に添付)

河南町公用車広告掲出決定通知書

様

河南町長

年 月 日付けで申し込みのあった、公用車への広告掲出については、河南町公用車広告掲出要領第8条の規定に基づき、次のとおりとなったので通知する。

広告掲出の可否	可	否	
否 の 理 由			
広告掲出期間			
広告掲出車両数			
広告掲出料			
広告掲出の条件			
備考			